

北九州市個人番号の利用に関する条例

○北九州市個人番号の利用に関する条例

平成27年12月21日

条例第56号

改正 平成28年12月20日条例第49号

平成29年10月6日条例第27号

平成30年10月15日条例第56号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法第2条に規定する用語の例による。

(個人番号の利用範囲)

第3条 別表第1の左欄に掲げる機関は、同表の右欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長は、法別表第2の第2欄に掲げる事務(これに準ずるものとして規則で定めるものを含む。)を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報(これに準ずるものとして規則で定めるものを含む。以下この項において同じ。)であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(平29条例27・一部改正)

北九州市個人番号の利用に関する条例

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

付 則(平成28年12月20日条例第49号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の1の項特定個人情報の欄及び2の項特定個人情報の欄の改正規定、同表の6の項特定個人情報の欄の改正規定(第4号を削る部分及び第5号の号番号を削る部分に限る。)、同表の28の項特定個人情報の欄及び30の項特定個人情報の欄の改正規定並びに同表の35の項特定個人情報の欄第7号及び第15号の改正規定は、規則で定める日から施行する。

(平成29年規則第7号で平成29年5月30日から施行)

付 則(平成29年10月6日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の30の項の次に1項を加える改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

付 則(平成30年10月15日条例第56号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の8の項特定個人情報の欄第1号を削り、同欄第2号の号番号を削る改正規定、同表の11の項事務の欄の改正規定、同表の16の項特定個人情報の欄第1号を削り、同欄第2号の号番号を削る改正規定及び同表の31の項特定個人情報の欄第2号の改正規定は、規則で定める日から施行する。

(平成30年規則第60号で平成31年6月1日から施行)

別表第1(第3条関係)

(平28条例49・平30条例56・一部改正)

機関	事務
1 市長	北九州市心身障害者扶養共済制度条例(昭和45年北九州市条例第14号)による心身障害者扶養共済制度に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	北九州市営住宅条例(平成9年北九州市条例第34号)による市営住宅等の管理に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	国民健康保険の被保険者のはり又はきゅうの施術に要する費用の補助に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	後期高齢者医療の被保険者のはり又はきゅうの施術に要する費用の補助に関する事務であって規則で定めるもの

北九州市個人番号の利用に関する条例

5	市長	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
6	市長	子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
7	市長	重度障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
8	市長	ひとり親、ひとり親家庭の児童及び父母のない児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
9	市長	生計困難者に係る介護保険サービスの利用者負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第3条関係)

(平28条例49・平29条例27・平30条例56・一部改正)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの
2 市長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
3 削除		
4 市長	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5 削除		
6 市長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

北九州市個人番号の利用に関する条例

	で定めるもの	
7 市長	予防接種法(昭和23年法律第68号)による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの
8 市長	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
10 市長	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)であって規則で定めるもの (2) 北九州市営住宅条例による市営住宅等の管理に関する情報であって規則で定めるもの (3) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
11 市長	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課	(1) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの (2) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

北九州市個人番号の利用に関する条例

	徴収に関する事務であって規則で定めるもの	て規則で定めるもの
12 市長	公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの (2) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
13 市長	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務(特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務を含む。)であって規則で定めるもの	(1) 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの (2) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの (3) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの (4) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
14 削除		
15 市長	国民年金法(昭和34年法律第141号)による保険料の免除又は保険料の納付に関する処分に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)又は高齢者

北九州市個人番号の利用に関する条例

		<p>の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
16 市長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
17 市長	住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
18 削除		
19 市長	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
20 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
21 削除		
22 市長	母子保健法(昭和40年法律第141号)による費用の徴収に関する事務であって	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

北九州市個人番号の利用に関する条例

	規則で定めるもの	
23 市長	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出又は未熟児の訪問指導に関する事務であって規則で定めるもの	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって規則で定めるもの
24 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの (3) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの (4) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
25 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (2) 北九州市営住宅条例による市営住宅等の管理に関する情報であって規則で定めるもの (3) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
26 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの (2) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
27 削除		
28 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する	(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であ

北九州市個人番号の利用に関する条例

	事務であって規則で定めるもの	<p>って規則で定めるもの</p> <p>(2) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
29 削除		
30 市長	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
30の2 市長	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
31 市長	北九州市心身障害者扶養共済制度条例による心身障害者扶養共済制度に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
32 市長	北九州市営住宅条例による市営住宅等の管理に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 中国残留邦人等支援給付等関係</p>

北九州市個人番号の利用に関する条例

		<p>情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
33 市長	国民健康保険の被保険者のはり又はきゅうの施術に要する費用の補助に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
34 市長	後期高齢者医療の被保険者のはり又はきゅうの施術に要する費用の補助に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者のはり又はきゅうの施術に要する費用の補助に関する情報であって規則で定めるもの</p>
35 市長	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 国民年金法、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「年金給付関係情報」という。)であって規則で定</p>

北九州市個人番号の利用に関する条例

	<p>めるもの</p> <p>(7) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>(8) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(9) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(10) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(11) 母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(12) 児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p>
--	---

北九州市個人番号の利用に関する条例

		<p>(13) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(14) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(15) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(16) 北九州市営住宅条例による市営住宅等の管理に関する情報であって規則で定めるもの</p>
36 市長	子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 児童手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
37 市長	重度障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>

北九州市個人番号の利用に関する条例

		<ul style="list-style-type: none"> (5) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの (6) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
38 市長	ひとり親、ひとり親家庭の児童及び父母のない児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (4) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (5) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの (6) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
39 市長	生計困難者に係る介護保険サービスの利用者負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 年金給付関係情報であって規則で定めるもの (4) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの (5) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの